

## **[事案 2022-220] 損害賠償請求**

・令和5年4月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容等を知らせる契約内容通知文書の内容が不十分であることを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和52年4月に契約したがん保険について、保険会社から定期的に送られてくる契約内容等を知らせる契約内容通知文書の内容に、解約返戻金情報が含まれておらず、契約見直しの機会を奪われたことから、損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者に対する契約内容等を知らせる契約内容通知文書の送付は、保険契約上の義務ではない。義務ではない書面の記載事項は、当社の裁量に委ねられている。
- (2) ご契約のしおり・約款には、解約返戻金の変動等に関する例表および説明が記載されており、また、当社のインターネットサービスを利用すれば、オンラインでその時点における解約返戻金の確認が可能である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。